



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 10 日

我孫子市長 星野 順一郎



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
我孫子市全域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 28 年 1 月 28 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 2 経営体
個人 40 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業のリタイア、経営転換等の農地流動化に関しては原則的に農地中間管理機構の活用を図る。
6. 地域農業の将来のあり方
次の取り組みを進め、今後の地域の中心となる経営体を育成・支援する。
 - ・ 6 次産業化
 - ・ 新規就農者の促進
 - ・ 農地中間管理機構を活用した集積